

別府市地域福祉計画基礎調査業務委託仕様書

1 業務名称

別府市地域福祉計画基礎調査委託業務

2 業務目的

本業務は、令和5年度を初年度とする第2次別府市地域福祉計画(以下「本計画」という。)を策定するにあたり、社会福祉法(昭和26年法律第45号)第107条第2項に基づき、市民の意見を本計画に反映させるためのアンケート調査を実施し、集計・分析を行うものである。

3 履行期間

契約締結日の翌日から令和4年3月31日まで

4 業務内容

(1) 基礎データの収集

本計画策定にあたり、上位計画である別府市総合計画及び別府市の福祉分野別関連計画(障がい者計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画、子ども・子育て支援事業計画、老人福祉計画・介護保険事業計画、湯のまち別府健康21)などをもとに関係各計画等との整合性を図り、別府市の現状を把握・整理し、アンケート調査の基礎とする。

(2) アンケート調査の実施

- ①地域共生社会の実現に向けた現状の課題を把握し、本計画に市民の意見を反映させるために、3,000人を対象としてアンケート調査を行う。
※対象者の抽出、宛名ラベルの作成については発注者が行い提供する。
※受注者においては、調査票の印刷、宛名ラベルの貼付、封入、郵送配布・回収、集計、分析を行う。
- ②本計画は別府市再犯防止推進計画を盛り込む予定であることから、アンケート調査において同計画の設問も設けることとする。
- ③アンケート調査票はA4サイズ15枚程度とし、その設問項目及び設問数については、発注者と受注者で協議のうえ定めることとする。

(3) 協議及び業務支援

契約締結後5日以内に提出された業務工程表をもとに現地協議を行う。また、アンケート調査票作成前及びアンケート調査実施後の集計・分析作業前にも現地協議を行う。

上記以外にも、業務の円滑な遂行に必要な場合には、適宜、ZOOMなどを活用し協議を行う。

5 成果品

本委託業務の成果品は次に掲げるものとする。

(1) 業務報告書

調査分析結果をまとめ、業務報告書を作成すること。

業務報告書は電子的記録(MicrosoftWordまたはMicrosoftExcel)及びA4判印刷物(頁及びカラーは任意)を1部提出すること。

6 業務主任技術者の選任及び配置

地域福祉計画の策定又は見直しに係る支援業務の実績を有する者を業務主任技術者として選任できること。また、業務主任技術者は、入札参加表明書の提出日以前に3箇月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係がある者とする。

7 個人情報の保護

受注者は、本業務に伴い取得した個人情報の適切な管理のために、必要な措置を講じるものとする。受注者が本業務によって取得した個人情報については、別府市の保有する個人情報として、別府市個人情報保護条例(平成15年別府市条例第23号)の適用を受けるものとする。

8 秘密の保持

(1) 受注者は、委託業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

(2) 受注者は、成果品(委託業務の履行過程において得られた記録等を含む。)を他人に閲覧させ複製させ、又は譲渡してはならない。ただし、発注者の書面による承諾を得たときは、この限りではない。

9 第三者への提供の禁止

本業務における成果については、すべて発注者に帰属し、受注者は、発注者の承諾なしに複製、公表又は貸与してはならない。

10 再委託の禁止

受注者は、委託業務の処理を他に委託し、又は請け負わせてはならない。

11 引用の制限

文献等から文言の引用、イラストや統計データ等を成果品へ引用する場合は、それらに係る著作権を侵害してはならない。

12 検査及び引渡し

(1) 受注者は、業務が完了したときは、遅滞なく発注者に対して業務完了届を提出しなければならない。

(2) 発注者は、業務完了届を受理したときは、その日から起算して10日以内に検査を行い、検査に合格した後、引渡書により引渡しを受けるものとする。